第六十七条第四項	調書に記載しなければ
第六十八条第一項	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル
電子調書の記録	調書の記載
第六十八条第二項	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
第六十九条	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの 他の電磁的記録
これをファイルに記録して電子調書	民事執行の事件の記録に添付して調書
第七十一条	速記録
速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録を
第七十二条	速記録
電子速記録	民事執行の事件の記録に添付して
ファイルに記録して	録音テープ
第七十六条	記載した調書を作成し、記名押印しなければ
当該陳述の録音により作成された電磁的記録	調書
第七十六条の二第一項前段	（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書
記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	第七十六条の二第二項
電磁的記録	第八十条第三項
の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	